

中間市告示第57号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の規定により、中間市長が指定する地域における規制基準を次のように定める。

| 時間の区分 区域の区分 | 午前8時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前8時まで |
|----------------|--------------|-----------------|
| 第1種区域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| 第2種区域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

備考

第1種区域 別添図面において緑色で着色した区域

第2種区域 別添図面において黄色及び桃色で着色した区域

（別添図面は省略し、当該図面は、中間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成24年4月1日

中間市長 松下 俊男